

公開質問状

令和8年8月13日

環境大臣 石原 宏高 殿

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 御中

公益財団法人どうぶつ基金

理事長 佐上 邦久

『生態系被害防止外来種リストへの「ノネコ」「ノイヌ」「イエネコ」「イヌ」の掲載に関する意見書』に関連し、次のとおり質問いたします。本質問状および貴省からのご回答は、当基金ウェブサイト等において公開することを予定しております。

恐れ入りますが、**令和8年8月28日(金)までに**、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

1. ノネコ・ノラネコ・飼い猫を現場で判別する手段が存在しないという検討会の事実認識は、今回維持されるのでしょうか。それとも撤回されるのでしょうか。
2. 維持される場合、判別できない区分を防除推進の対象として掲載し続ける根拠は何でしょうか。
3. 撤回される場合、何をもちて撤回に至ったのでしょうか。判別手段について、新たな知見が得られたのでしょうか。
4. 第4回検討会において、貴省担当者は、ある個体がノラネコなのか飼い猫なのかを一概に判別できない状況等があり、外来種対策としての捕獲を推進するうえで問題があると説明しています。この説明は、現在も貴省の見解でしょうか。
5. 第6回検討会において座長が示された「アイデンティティが明確でないものをリストに挙げることは問題を引き起こす」という判断基準は、猫および犬には適用されないのでしょうか。適用されないとすれば、その理由は何でしょうか。
6. 貴省の「動物虐待等に関する対応ガイドライン」は、犬・猫とノイヌ・ノネコを明確に判別することは難しいとしたうえで、山野で発見された犬・猫であっても、その行動圏に人が居住等している場合は原則として愛護動物の犬・猫として考えるべきであるとしています。外来種リストにおける「ノネコ」の防除は、まさに山野で発見された猫を対象とするものです。同ガイドラインの指針と、外来種リストにおける「ノネコ」の防除推進とは、どのように整合するのでしょうか。

7. 同ガイドラインの上記記載は、外来種対策としての捕獲を行う現場にも適用されるとお考えでしょうか。適用されるとすれば、行動圏に人が居住している地域で捕獲された猫は、愛護動物として取り扱われるべきこととなりますが、その運用は現場に周知されているのでしょうか。
8. 2025 年 11 月 4 日の準備会合資料 3-3 において、貴省は、ノネコ・ノラネコ・飼い猫の区別が現場で困難であり誤捕獲によるトラブルや動物愛護法違反のリスクがあることを理由に、狩猟鳥獣からの解除を検討すると明記しておられます。貴省が、外来種リストにおいては同じ区別の困難を認めながら「ノネコ」の掲載を維持されるのはなぜでしょうか。両者はどのように整合するのでしょうか。
9. 上記資料 3-3 が指摘する「動物愛護法違反のリスク」は、外来種リストに基づく防除の場面では生じないとお考えでしょうか。生じるとすれば、それを回避する方法は何でしょうか。
10. 2026 年 4 月 2 日から 5 月 1 日に実施されたパブリックコメントにおいて、猫の取扱いに関する意見は提出されませんでした。一方、6 月 28 日の報道以後、意見が殺到し、署名は 72,604 筆に達しています（当基金提出のものに限る）。貴省は、この落差の原因をどのように分析しておられますか。改定案が国民に十分に伝わっていたとお考えでしょうか。
11. ノネコは 2015 年のリスト作成時から「緊急対策外来種」として掲載されてきました。この 10 年間の掲載によって、生態系被害の防止についてどのような効果が確認されたのでしょうか。また、今回「防除推進外来種」に区分が改められることにより、現場の運用にどのような変化が生じるとお考えでしょうか。
12. 2023 年 3 月の広島県呉市における事件では、被疑者が「ノネコ」とであると認識していた旨を供述しています。国が定める区分名が、動物の殺傷を正当化する根拠として用いられ得ることについて、貴省の見解をお聞かせください。

以上